

令和 6 年 4 月 9 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名

田 収 信 一 印

令和 5 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

議 員 田坂 信一

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	9	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	126,480	会費等
広 報 費	0	
広 聴 費	59,442	電話代等
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	113,639	新聞購読料等
人 件 費	0	
事務所費	88,529	コピー用紙、プリンタ保守費用等
合 計	388,090	

3. 残 額 835,919 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	公益社団法人 常盤同郷会費	10,000 円		2
3/31	松山伊予倫理法人会費	96,000 円		3
3/31	愛媛拉致議連・市町議会議員会費	1,200 円		10
9/30	令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期分	3,000 円		13
2/3	(令和6年2月3日開催)議会報告会駐車料金	780 円		14
3/31	坊っちゃん劇場後援会費	2,500 円		17
3/31	令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期分	3,000 円		18
3/31	松山市明るい社会づくり推進協議会年会費	10,000 円		25
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		126,480 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 6 年 3 月 3 / 日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	公益社団法人常盤同郷会 松山の青少年育英を目的に活動1年間の会費		
金 額	¥ 10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 5 年 6 月 14 日	

領 収 証

領 収 証		No. _____	
金額		10,000 円	
但		会費として	
内 訳		5 年 6 月 14 日 上記正に領収いたしました	
現金			
小切手		/	
手形		/	
消費税額等(%)			
コクヨ ユニバーサル 390			
公益財団法人 常盤同郷会		〒790-0801 松山 南歩行町1-3-6 TEL・FAX 089-443-2741	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年3月31日	整理番号	3	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山伊予倫理法人会研修費			
金 額	96,000	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項	いろいろな業界で活躍されている方々の卓話を聞き市政に活かす			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 24日	10,000 円	80 %	8,000 円
5月分	5月 23日	10,000 円	80 %	8,000 円
6月分	6月 23日	10,000 円	80 %	8,000 円
7月分	7月 24日	10,000 円	80 %	8,000 円
8月分	8月 23日	10,000 円	80 %	8,000 円
9月分	9月 25日	10,000 円	80 %	8,000 円
10月分	10月 23日	10,000 円	80 %	8,000 円
11月分	11月 24日	10,000 円	80 %	8,000 円
12月分	12月 25日	10,000 円	80 %	8,000 円
1月分	1月 23日	10,000 円	80 %	8,000 円
2月分	2月 26日	10,000 円	80 %	8,000 円
3月分	3月 25日	10,000 円	80 %	8,000 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

2023年04月01日

領 収 書

田坂 信一 殿

¥10,000

2023年04月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年4月24日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-6 TEL:03-3254-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印



2023年05月01日

領 収 書

田坂 信一 殿

¥10,000

2023年05月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年5月23日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-6 TEL:03-3254-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印



2023年06月01日

領 収 書

田坂 信一 殿

¥10,000

2023年06月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年6月23日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-6 TEL:03-3254-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印



2023年07月01日

領 収 書

田坂 信一 殿

¥10,000

2023年07月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年7月24日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印



2023年08月01日

領 収 書

田坂 信一 殿

¥10,000

2023年08月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年8月23日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印



2023年09月01日

領 収 書

田坂 信一 殿

¥10,000

2023年09月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年9月25日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印



2023年10月01日

領 収 書

田坂 信一 殿

¥10,000

2023年10月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年10月23日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL:03-3264-2251

ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印



2023年11月01日

領 収 書

田坂 信一 殿

¥10,000

2023年11月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年11月24日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL:03-3264-2251

ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印



2023年12月01日

領 収 書

田坂 信一 殿

¥10,000

2023年12月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年12月25日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL:03-3264-2251

ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印



2024年01月01日

領 収 書

田坂 信一 殿

¥10,000

2024年01月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2024年 / 月 23日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL:03-4284-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印

領 収 書

2024年02月01日

田坂 信一 殿

¥10,000

2024年02月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2024年 2月 26日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL:03-4284-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印

領 収 書

2024年03月01日

田坂 信一 殿

¥10,000

2024年03月分 研修費

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2024年 3月 25日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL:03-4284-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山伊予倫理法人会

TEL:089-987-7020

FAX:089-987-7021

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 6 年 3 月 31 日	整理番号	10
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連市議会議員会費		
金 額	71,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 5 年 9 月 12 日	

領 収 書

金 1, 2 0 0 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員
田 坂 信 一 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）
会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 5 年 9 月 30 日	整理番号	13
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	R5 松山市議会観光振興議員連盟会費 (R5年4月～9月分)		
金 額	73,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 5 年 4 月 18 日	
☆	領 収 書 令和 5 年 4 月 18 日 田 坂 信 一 様 下記の金額を領収いたしました。 金額 3,000円 也 但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として (R5年4月～9月分) 松山市議会観光振興議員連盟 会 長 渡 部 克 彦		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 6 年 2 月 3 日	整理番号	14
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	R 6 年 2 月 3 日 議会報告会 駐車場料金		
金 額	¥ 780 円	按分率	100 %
特 記 事 項	市役所前地下駐車場		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 6 年 2 月 3 日	
☆スペースが足りない場合は R 6 2月3日 議会報告会 松山市役所前地下駐車場 TEL.089-933-0095 ご利用ありがとうございました (印1F事前精算) 領 収 証 入車日時 2024年02月03日 08時58分 精算日時 2024年02月03日 11時47分 No.31-000416 券No.10-620202 駐車料金(税込) 780円 料金計 780円 投入現金 10,000円 釣銭額 9,220円			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	R6 年 3 月 31 日	整理番号	17																																																		
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費																																																		
使 途 及 び 内 容 等	城のちん産劇場後援会会費																																																				
金 額	¥2500 円	按分率	50 %																																																		
特 記 事 項																																																					
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R5 年 12 月 29 日																																																			
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。																																																					
ご 利 用 控 <table border="1"><tr><td>お取引内容</td><td>振込</td><td>44</td><td>140</td><td>20231229</td></tr><tr><td>別紙番号</td><td>銀行番号</td><td>4</td><td>132</td><td>口座番号</td></tr><tr><td>万円</td><td>千円</td><td>百円</td><td>円</td><td>お取引金額</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥5,000</td></tr><tr><td>テスクリヨウ</td><td>¥0</td><td colspan="3">お取引後残高</td></tr><tr><td>(05748)</td><td colspan="4">*****</td></tr><tr><td colspan="5">ご依頼人タサカ ツノイチ</td></tr><tr><td colspan="5">お振込先</td></tr><tr><td colspan="5">普通</td></tr><tr><td colspan="5">お受取人「ホッちゃんクキシヨウ」</td></tr></table> いつもご利用いただきありがとうございます。  伊予銀行 印紙税申告 国にのみ 税務署へ				お取引内容	振込	44	140	20231229	別紙番号	銀行番号	4	132	口座番号	万円	千円	百円	円	お取引金額					¥5,000	テスクリヨウ	¥0	お取引後残高			(05748)	*****				ご依頼人タサカ ツノイチ					お振込先					普通					お受取人「ホッちゃんクキシヨウ」				
お取引内容	振込	44	140	20231229																																																	
別紙番号	銀行番号	4	132	口座番号																																																	
万円	千円	百円	円	お取引金額																																																	
				¥5,000																																																	
テスクリヨウ	¥0	お取引後残高																																																			
(05748)	*****																																																				
ご依頼人タサカ ツノイチ																																																					
お振込先																																																					
普通																																																					
お受取人「ホッちゃんクキシヨウ」																																																					

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



L'ESPACE CITY

愛媛県東温市見奈良の複合レジャー施設

[インフォメーション](#)
[会社概要](#)
[お問い合わせ](#)

ショッピング

レストラン

温泉・宿泊

劇場

レジャー施設

関連施設

ホーム

入会案内

特典と申し込み方法

後援会会則

ホーム > 後援会会則

RSS

お知らせ

INFORMATION

坊っちゃん劇場 後援会会則

第

1 条 (名称)

本会は、坊っちゃん劇場後援会と称する。

第2 条 (事務局)

本会の事務局は、坊っちゃん劇場事務所に置く。

第 3 条 (目的)

坊っちゃん劇場は、愛媛県はもとより瀬戸内や四国の歴史・伝統文化や、偉人を題材にした舞台作品を提供し、劇場オープン後9年目で観劇総人数は60万人を超え、小中高生の年間観劇人数も2万人を超えています。地元に根付いた劇場の継続が今後とも望まれています。

本会は、地域の文化芸術・観光振興と地域の活性化を目的に、劇場と地域をつなぐ役割をになう事を目的とします。

第 4 条 (活動・事業の種類)

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 劇場と会員の親睦・交流を図る事業
- (2) 劇場の広報・普及のための事業
- (3) その他、本会の目的を達成するため必要な事業

第 5 条 (会員)

本会の会員は、前条項の目的と事業に賛同する、個人及び法人(団体を含む)で構成する。

坊っちゃん劇場 後援会入会申込書のダウンロードはこちら



第 6 条 (入会)

本会の入会は、別途定める入会申込手続きにより、事務局まで申し込むものとする。

第 7 条 (会員区分)

次のとおり会員区分を設ける。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員(団体を含む)

第 8 条 (年会費)

- (1) 個人会員一口
ブロンズ会員 5,000円
- (2) 法人会員一口
ゴールド会員 30,000円 (県内法人)

第 9 条 (会員期限)

会員期限は、入会申し込み受付日から、1年とする。

第10条 (退会)

- (1) 本会からの退会は、その旨を事務局に届け出るものとする。
- (2) 中途退会の場合でも、会費は返金しないものとする。

第11条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 理事 若干名

- (5) 監査役 若干名
- (6) 事務局長 1名

第12条 (顧問)

本会には、名誉顧問・顧問を若干名置くことができる。顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第13条 (役員の選任)

- (1) 会長は、役員会の互選により選任する。
- (2) 副会長は、会長が任命する。
- (3) 幹事は、総会において会員の中から選任する。
- (4) 理事は、総会において会員の中から選任する。
- (5) 監査役は、会長が任命する。
- (6) 事務局長は、会長が任命する。
- (7) 監査役は、本会で他の役職を兼ねることはできない。

第14条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 (役員会の会務)

各役員は、後援会活動を円滑に推進することを会務とする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時には、会長が指名する副会長がその会務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営を補佐し、会の運営を補佐する。
- (4) 理事は、副会長・幹事を補佐し、会の運営を補佐する。
- (5) 事務局長は、事務局を統括する。
- (6) 監査役は、本会の業務および財産の状況を監査し、監査結果を総会において報告する。

第16条 (役員解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、役務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 役務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第17条 (役員会)

- (1) 役員会は、本会の活動方針、予算、決算を審議する。
- (2) 役員会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。
- (3) 役員会は、原則として会長が必要と認めたときに開催する。
- (4) 役員会は、役員の過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

第18条 (総会)

1 総会の招集と決議

- (1) 本会の総会は、会員を持って構成し、会長が年に1回招集し開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- (2) 総会の議事は、出席した会員の過半数(委任状提出者を含む)をもって議決する。
- (3) 総会は、会員の過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他会の運営に関する重要事項

第19条 (議事録)

総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第20条 (地区後援会の設置)

- (1) 地区後援会は、個人会員と法人会員を会員として編成し、地域単位もしくは、それに準じる単位で後援会組織を設けることができる。
- (2) 地区後援会には、会員より選出された、会長1名、副会長1名及び顧問、若干名の役員を置くことができる。
- (3) 支部後援会は、各地区内で法人30社以上、または、個人会員100名以上で支部後援会組織を設けることができる。
- (4) 支部後援会には、会員より選出された、支部長1名、副支部長及び顧問、若干名の役員を置くことができる。

第21条 (収入)

- (1) 会費
- (2) その他

第22条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

第23条（入会特典）

会員には入会時に、別に定める細則による特典を付与する。

※細則別紙1（細則は毎年 改定）

第24条（運営に関し必要となる事項の委任）

本規約に定めるもの以外で、本会の運営に関し必要となる事項は、役員会が決定する。

第25条（規約の改廃）

規約の改廃は役員会で審議し、総会に付議し、出席会員の2分の1以上の同意を必要とする。

附 則

この規約は、平成 26年6月16日から施行する。

▲ ページの先頭へ

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	R5年3月31日	整理番号	18
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	R5松山市議会観光振興議員連盟会費 10～3月分		
金 額	73,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	地域・文化芸術・観光振興活性化のため		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R5年12月14日	

領 収 書

令和5年12月14日

田 坂 信 一 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 6 年 3 月 8 / 日	整理番号	25
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	松山市明るい社会づくり推進協議会 年会費		
金 額	¥ 10000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	青少年の健全育成、環境を守る運動の推進 健全な家庭教育の推進を目的としている		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 6 年 3 月 10 日	

領 収 証

田 坂 信 一

様 No. _____

★ 10000 円

但 令和5年度会費として

令和6年 3 月 10 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒790-8011

松山市吉藤3丁目10-37

松山市明るい社会づくり

推進協議会

TEL (089) 924-6400

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

◆松山市明るい社会づくり推進協議会規約◆

第一章 総 則

- 第1条 この会は「松山市明るい社会づくり推進協議会」と称し、事務所を松山市に置く。
- 第2条 この会は「生きがいのある街づくり・人づくり」の創造を目的とし、運動を推進する。
- 第3条 この会の会員はこの会の主旨に賛同し、運動に参加する個人または団体で組織する。

第二章 事 業

第4条 この会は第2条の目的にしたがって次の事業をおこなう。

1. 組織の充実。
2. 健全な家庭教育の推進。
3. 青少年の健全育成の推進。
4. 環境を守る運動の推進。
5. フォーラムの推進。

第三章 機 関

第5条 この会に総会および理事会、常任理事会を設ける。

第6条 総会は毎年1回 会長が招集し、次の事項を審議する。

1. 年度活動報告および会計報告。
2. 次年度活動計画および会計予算。
3. 役員の選出。
4. 規約の改廃。
5. その他必要事項。

第7条 理事会は総会に次ぐ決議機関とし、必要に応じて会長が招集する。

第8条 常任理事会は会長が招集し、総会および理事会で決められた事項を具体的に審議し、執行する。

第9条 常任理事会が必要と認めるときは、専門部会または委員会を設ける。

第四章 役 員

第10条 この会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名
3. 常 任 事 長 若干名
4. 常 理 事 若干名
5. 監 事 2名
6. 事務局次長 1名
7. 事務局次長 2名以内
8. 顧問

第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任はさまたげない。

第五章 財 政

第12条 この会の経費は、会員の会費・特別会費および助成金・寄付金をもって当てる。

普通会費は年額1口500円、特別会費は年額1口10,000円とする。

第13条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

付 則

別 則 会 議 規 定

1. この会則は平成16年5月9日に一部改定施行。
2. この会則以外に必要な諸規定は別に定める。

- この会の諸会議の成立は、構成員の過半数によって成立する。
- 議案の議決は出席者の過半数によって決める。議決同数の場合は会長が決する。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
広聴費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	電話代	21,773 円		4
3/31	携帯電話代	37,669 円		5
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		59,442 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年3月31日	整理番号	4	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費	
使 途 及 び 内 容 等	電話代			
金 額	21,773	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	6月 30日	2,533 円	70 %	1,773 円
5月分	6月 30日	2,673 円	70 %	1,871 円
6月分	8月 31日	2,533 円	70 %	1,773 円
7月分	8月 31日	2,557 円	70 %	1,789 円
8月分	10月 31日	2,533 円	70 %	1,773 円
9月分	10月 31日	2,658 円	70 %	1,860 円
10月分	1月 4日	2,533 円	70 %	1,773 円
11月分	1月 4日	2,573 円	70 %	1,801 円
12月分	2月 29日	2,533 円	70 %	1,773 円
1月分	2月 29日	2,698 円	70 %	1,888 円
2月分	4月 30日	2,559 円	70 %	1,791 円
3月分	4月 30日	2,726 円	70 %	1,908 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

内訳項目 金額(円)	内訳金額(円)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆089-977-4647		5月分	
◇NTT西日本ご利用分	2,533	回線使用料(基本料)(住宅用)	4月 1日～ 4月30日
		キヤッチホン使用料	4月 1日～ 4月30日
		ナツバー・ディスプレイ使用料	4月 1日～ 4月30日
		ユニバーサルサービス料他	1 通号分のご請求となります。
		消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分(小計)	2,533	(小計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本ご利用分	2,550	6月分	
		回線使用料(基本料)(住宅用)	5月 1日～ 5月31日
		キヤッチホン使用料	5月 1日～ 5月31日
		ナツバー・ディスプレイ使用料	5月 1日～ 5月31日
		携帯電話等への通話料	5月 1日～ 5月31日。なお前月分は0円でした。
		ユニバーサルサービス料他	1 通号分のご請求となります。
		消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	123	ダイヤル通話料	4月 1日～ 5月31日、プラチナ
		消費税等相当額(合計)	ダイヤル通話料127円
◇NTT西日本分(小計)	2,673	(小計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	5,206	合計	2ヵ月分のご請求額です。

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
089-977-4647	2023年 6月ご請求分	2023年 6月30日(金)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,206円	

※振替日に振替所出稼であった場合は振替利率を適用させていただきます。振替日より前日、振替日より翌日にお振替をご利用の際は、振替日より前日または翌日の振替利率を適用させていただきます。

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、おまね日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東日本の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から「番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。」
NTT西日本からののお知らせ
※電話のご注文、お問い合わせは1161へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000118へ(無料) ※電話の故障は113へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料) ※フレッツの故障は0120-116116へ(無料) / 故障:0120-248985へ(無料) ※弊社が請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンスは、NTTグループ各社と連携し、SMSやWebなどを通じて、お客様に最適なサービスを提供いたします。NTTファイナンスは、NTTグループ各社と連携し、SMSやWebなどを通じて、お客様に最適なサービスを提供いたします。



【NTTファイナンスからのお知らせ】
NTTグループ各社ご請求金額
NTT西日本ご請求額 5,206円
(合計)

NTTファイナンスからのお知らせ
奇数月のご請求額が、000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求いたします。
NTT西日本からのお知らせ
フレッツ光の割引サービスは、光回線(光はじり)の割引サービス(割引率)に引き上げられた場合があります。詳しくはNTT西日本フレッツ光のホームページをご覧ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金回収保証 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 089-977-4647

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME) 田坂 信一様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2023年 6月20日発行)

2023年 4月ご請求分	(2023年 5月 1日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,212円
金融機関名 (BANK/BRANCH)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納付につき、税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

請求額が、6円 詳細については、「ご請求内容」をご覧ください。
請求しております。

(光もつともつ割、Web光もつともつ割、ドーンと割、れきす、延滞金)は、延滞金(NTT西日本へご連絡する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約サイト(hitip://fletis-w.com/wari)はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

お知らせ

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

790-0902
松山市石手白石5-2

郵便区内特別

田坂 信一 様



Webでのお問い合わせ先



18181

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2023年 8月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒730 広島市中区袋町6-11
-0036 NTT袋町ビル3F
社用コード M30041111001 18181 17982 00 L
81 100000 0 0 23080301L日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
089-977-4647	2023年 8月ご請求分	5,090円	2023年 8月31日(木)

お 知 せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

5,090円

(合計)

5,090円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ *** フレッツ光の割引サービス (光もっともっと割、Web光もっともっと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2023年 8月17日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
089-977-4647

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
田坂 信一 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2023年 6月ご請求分	
2023年 6月 30日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,206 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
付につき
税務署承認済NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	089-977-4647	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023 年 8 月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	----------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆089-977-4647			7月分	
◇NTT西日本ご利用分	2,533	1,600	回線使用料 (基本料) (住宅用) 6月 1日～ 6月30日	合 算
		300	キャッチホン使用料 6月 1日～ 6月30日	合 算
		400	ナンバー・ディスプレイ使用料 6月 1日～ 6月30日	合 算
		3	ユニバーサルサービス料他 1番号分のご請求となります。	合 算
		230	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	2,533	2,533	(小計) [REDACTED]	
◇NTT西日本ご利用分	2,533	1,600	8月分	
		300	回線使用料 (基本料) (住宅用) 7月 1日～ 7月31日	合 算
		400	キャッチホン使用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
		3	ナンバー・ディスプレイ使用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
		230	ユニバーサルサービス料他 1番号分のご請求となります。	合 算
			消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分	24	22	ダイヤル通話料 6月 1日～ 7月31日、プラチナ	合 算
			ライン適用前25円	
◇NTT西日本分 (小計)	2,557	2,557	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
			(小計) [REDACTED]	
◇合計	5,090	5,090	合計 2か月分のご請求額です。	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

内訳項目	金額(円)	内訳金額(円)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆089-977-4647 ◇NTT西日本ご利用分	2,533	1,600 400 300 230 (小計)	9月分 回線使用料(基本料)(住宅用) キヤッチホン使用料 ナンバークールサービス料他 消費税等相当額(合計)	合算 合算 合算 合算 合算
◇NTT西日本分(小計)	2,533	2,533 (小計)	10月分 回線使用料(基本料)(住宅用) キヤッチホン使用料 ナンバークールサービス料他 消費税等相当額(合計)	合算 合算 合算 合算 合算
◇NTT西日本ご利用分	2,568	1,600 300 400 32 (小計)	9月 1日～ 9月30日 9月 1日～ 9月30日 9月 1日～ 9月30日 9月 1日～ 9月30日 分は0円でした。 1番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×10%	合算 合算 合算 合算 合算
◇NTTコミュニケーションズご利用分	90	82 (小計)	ダイヤル通話料 消費税等相当額(合計)	合算
◇NTT西日本分(小計)	2,658	2,658 (小計)	8月 1日～ 9月30日 合算表示の料金合計×10%	合算
◇合計	5,191	5,191	2か月分のご請求額です。	

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
089-977-4647	2023年10月ご請求分	2023年10月31日(火)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,191円	

※振替日は振替が出来なかった場合は振替期満を初日とする場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に口座振替させていただきます。

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あなご日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金をです。なお、社団法人電気通信事業者協会から1部号あたりの費用(番号単位)が公表されています。
***NTT西日本におかれましては1161へ(無料)/携帯電話からは0800-2000116へ(無料)※電話の故障は1131へ(無料)/障害修理からは0120-444113へ(無料)※フレッツ・ひかり電話:0120-116116へ(無料)/故障:0120-248965へ(無料)※禁止分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

【NTTファイナンス】や【NTT】をたまたまSMSにご注意ください
弊になることがございましたらNTTファイナンスの詐欺相談センター
または悪質詐欺の被害者へご連絡ください。
NTTファイナンス お客様相談センター 0800-333-6661
ゼロハチゼロゼロ から始まるフリーダイヤル(通話料無料)です。
受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

【NTTファイナンスからのお知らせ】
NTTグループ各社ご請求金額
NTT西日本分ご請求額
(合計) 5,191円

NTTファイナンスからのお知らせ
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求いたします。
NTT西日本からのお知らせ
フレッツ光の割引サービス(光とインターネット)は、割引契約期間満了時に契約が自動更新されることがあります。割引適用期間中に本割引を解約された場合は、割引適用期間満了後、割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約料が発生いたします。詳しくはNTT西日本フレッツ光公式ページでご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分

お知らせ

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金額収証 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 089-977-4647
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME) 田坂 信一様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2023年10月17日発行)

2023年 8月ご請求分	(2023年 8月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,090円
全額振替 (BANK CREDIT)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納付につき 乏
税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

1円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。
請求しております。

(光もつとネット割、Web光もつとネット割、ポイントと割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動更新されることがあります。割引適用期間中に本割引を解約された場合は、割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約料が発生いたします。詳しくはNTT西日本フレッツ光公式ページでご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分

内訳項目	金額(円)	内訳金額(円)	請求内訳詳細	検区分
			DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	TAX
◆089-977-4647 ◇NTT西日本ご利用分	2,533	1,600 400 400 230	11月分 回線使用料〈基本料〉(住宅用) キヤッチホン使用料 ナンバークールサービス使用料 ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	計算 合算 合算 合算
◇NTT西日本分(小計)	2,533	2,533	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分	2,533	1,600 400 400 230	12月分 回線使用料〈基本料〉(住宅用) キヤッチホン使用料 ナンバークールサービス使用料 ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	計算 合算 合算 合算
◇NTTコミュニケーションズご利用分	40	37 3	ダイヤル通話料 消費税等相当額(合計)	計算 合算
◇NTT西日本分(小計)	2,573	2,573	(小計)	
◇合計	5,106	5,106	合計	

2か月分のご請求額です。

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
089-977-4647	2023年12月ご請求分	2024年 1月 4日(木)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,106 円	

※振替日に振替が出来なかった場合は翌振替日振替させていただきます。振替日にご振替ができていない場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

※ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業協会から1番号あたりの費用(番号世帯)が公表されています。

※NTT西日本からのお知らせ
※電話のご注文・お問合せは116へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料) ※電話の故障は113へ(無料) / 故障電話からは0120-248985へ(無料) ※弊社分請求額のうち、料金を回収代行は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンスや[NTT]が作った電子メール、SMSにご注意ください
弊になることがございましたらNTTファイナンスお客様センターへご連絡ください。
NTTファイナンス お客様相談センター 0800-333-6661
ゼロハチゼロから始まるフリーダイヤル(通話料無料)です。
受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 5,106 円
(合計)

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求させていただきます。
*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービスと、
サービスと光回線、または光回線とサービスとを同時に解約された場合、解約金が発生することがあります。割引適用期間中に本割引を解約された場合は、解約金が発生することがあります。詳しくはNTT西日本フレッツ光サービス「ひかり」のホームページをご覧ください。NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分

請求しております。
(光もつとつと割、Web光もつとつと割、どんと割、
れます。延滞をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡
する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解
サイト「hitiP://fietis-w.com/wafi」
はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 089-977-4647
(BILLING NUMBER)

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
田坂 信一 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2023年12月17日発行)

2023年10月ご請求分	(2023年10月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,191 円
全額振替 振替口座 口座番号 ACCOUNT	*****

印紙税申告納
付につき
税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

【加入電話・INSネットの「固定電話」をご利用のお客さまへ】

- ・電話を提供するNTT西日本の局内設備を2024年1月以降に切替いたします。
- ・お客さまがご利用中の電話機等は、設備切替後もご利用いただけます。
- ・固定電話（通話）のご利用継続には、切替にともなう手続き等は不要です。

～詳しくは、下記ホームページをご覧ください～
<https://www.ntt-west.co.jp/denwa/2024kou/>



【NTTファイナンスや【NTT】をかたった不審な電話・SMSにご注意ください】
不審な自動着信による電話勧誘や不審なSMSが届く事象が発生しております。
NTTファイナンスやNTTでは、自動着信による電話勧誘やSMSによる顧客のお支払いが「ご利用料金の機能」として行われていない旨の案内を
致しております。なお、NTTファイナンスやNTTから送られてくるSMSは、
NTTファイナンスやNTTのサービスに関するお知らせや、お問い合わせの
回答などであり、不審な内容のものではありません。

NTTファイナンス お客様相談センター 0800-333-6661
ゼロ ハチ セロ から始まるフリーダイヤル（通話料無料）です
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

お知らせ

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円（税込）が加算されています。
電話リレーサービス料については、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご覧ください。
https://www.ica.or.jp/telephonyrelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単位）が公表されています。

ここから、②の欄にゆくりおはがしください。
※おはがしは、〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本郵便株式会社から送付してください。

口座振替のご案内（西日本ご利用分）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
089-977-4647	2024年2月ご請求分	2024年2月29日(木)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)		5,231円

※振替日は振替が仕入れられた場合は振替利率を計算していただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができていない場合は、振替日から起算して15日以内に再振替請求をさせていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 089-977-4647
ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 田坂 健一様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2024年2月17日発行)

領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	(2024年1月4日振替)
5,106円	
金額欄名 (AMOUNT ORG)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 5,231円
(合計) 5,231円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス（光もつと割、Web光もつと割、ドーンと割、ビーンと割）は、割引契約期間満了時に契約が自動延長されます。延長をご希望されない場合は、NTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、本割引サービスサイト（<http://fileis-w.com/war1>）には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ光公式サイト（<http://fileis-w.com/war1>）にてご確認ください。* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

M300B1391003 01371 01371 00 L

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分 089-977-4647	2,533	1,600 300 400 230	1月分 回線使用料〈基本料〉(住宅用) キヤッチホム使用料 テレバー・ディスプレイ使用料 ユニバーサルサービス料 消費税等相当額(合計)	合算 合算 合算 合算
◆NTT西日本分(小計)	2,533	(2,533)	(小計)	
◆NTT西日本ご利用分	2,542	1,600 300 400 8	2月分 回線使用料〈基本料〉(住宅用) キヤッチホム使用料 テレバー・ディスプレイ使用料 ダイヤル通話料	合算 合算 合算 合算
◆NTTユニバーサルサービスご利用分	(156)	(231) 142 14	ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計) ダイヤル通話料 消費税等相当額(合計)	合算 合算 合算 合算
◆NTT西日本分(小計)	2,698	(2,698)	(小計)	
◇合計	5,231	5,231	合計	

2か月分のご請求額です。

【本内訳は、各サービス提供事業者が
発行したものです。】



790-0902
松山市石手白石5-2

田坂 信一 様



重要 親展
Important Confidential

NTTファイナンス

口座振替のご案内(西日本ご利用分)

日様、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

Webでのお問い合わせ先

発行年月日 2024年 4月17日発行
発行会社 差出 NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
〒730 広島市中区袋町6-11
-0036 NTT袋町ビル3F



利用 M300B1391002 28240 28240 00 L 24040300L

ここから、①の順に9つくりおきください。
※お振込みの際は、十分お確かめください。お振込みの金額や通帳は、お振込みの旨を明記してご振込みください。

内訳項目	金額(円)	内訳金額(円)	請求内訳詳細	税区分
CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	AMOUNT (YEN)	DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	[本内訳は、各サービス提供事業者が] 発行したものです。	TAX
◆089-977-4647				
◇NTT西日本ご利用分	2,559	1,600 300 400 25	3月分 回線使用料(基本料)(住宅用) サービス料使用料 オプション・ディスプレイ使用料 ダイヤル通話料	算 算 算 算
◇NTT西日本分(小計)	2,559	232	エニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合 算
◇NTT西日本ご利用分	2,726	1,600 300 400 161	4月分 回線使用料(基本料)(住宅用) サービス料使用料 オプション・ディスプレイ使用料 ダイヤル通話料	算 算 算 算
◇NTT西日本分(小計)	2,726	16	携帯電話等への通話料	合 算
◇NTT西日本分(小計)	2,726	247	エニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合 算
◇合計	5,285	5,285	合計	合 算

2か月分のご請求額です。

Figure 1

620240430*

*5,285 NTT 電話料